

秋田県の中山間地域等直接支払制度に関する中間年評価

都道府県	秋 田 県	担当部署	農林水産部農山村振興課																														
平成19年度実施内容																																	
(市町村数)		(協定数)																															
・ 全市町村数	25	・ 協定数	605																														
・ 対象市町村数	22	・ 基礎単価	284																														
・ 基本方針策定市町村数	22	・ 体制整備単価	321																														
・ 交付市町村数	22	・ 集落協定	596																														
		・ 個別協定	9																														
(交付面積)																																	
・ 耕地面積	151,300ha	対象農用地面積	12,823ha																														
・ 交付面積	11,286ha	(基礎単価	2,708ha																														
・ 加算単価面積	89ha	、 体制整備単価	8,578ha)																														
・ 地目別・交付基準別交付面積		(土地利用調整加算	21ha																														
		、 法人設立加算	68ha)																														
	(ha)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>急傾斜</th> <th>緩傾斜</th> <th>小区画・不整形</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>2,475</td> <td>8,629</td> <td>14</td> <td>11,118</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>39</td> <td>44</td> <td></td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>9</td> <td>33</td> <td></td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>採草放牧地</td> <td>8</td> <td>35</td> <td></td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,531</td> <td>8,741</td> <td>14</td> <td>11,286</td> </tr> </tbody> </table>		地目	急傾斜	緩傾斜	小区画・不整形	計	田	2,475	8,629	14	11,118	畑	39	44		83	草地	9	33		42	採草放牧地	8	35		43	計	2,531	8,741	14	11,286
地目	急傾斜	緩傾斜	小区画・不整形	計																													
田	2,475	8,629	14	11,118																													
畑	39	44		83																													
草地	9	33		42																													
採草放牧地	8	35		43																													
計	2,531	8,741	14	11,286																													
(交付総額)	115,894 万円	(個人分)	53,104 万円																														
(参加者数)	14,250 人	(共同取組分)	62,790 万円																														
(協定の概要)																																	
・ 1 協定当たりの参加者数	24 人	・ 1 協定当たり交付面積	19 ha																														
・ 1 協定当たり交付金額	192 万円	・ 参加者 1 人当たりの交付金額	8 万円																														
・ 1 市町村当たりの協定数	28 協定	・ 1 市町村当たり交付面積	513 ha																														
・ 1 市町村交付金額	5,268 万円																																
交付金交付の評価																																	
1. 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況																																	
<p>596の集落協定のうち、平成19年度末時点で5割未達成等の協定が64あるものの、全体として着実に実施されています。5割以上達成している協定であっても、平成21年度までの達成にはまだ課題のある協定もあり、全協定のうち「21年度までの達成には課題がある協定」は22となり、各市町村による指導助言の必要があります。</p>																																	
2. 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況																																	
<p>『耕作放棄の防止等の活動』のうち「農地法面の管理」、並びに『水路、農道等の管理活動』のうち「水路の管理」及び「農道の管理」については、選択した集落でほぼ100%の実施状況であり、平成21年度までの実施見込みも適当となっています。『多面的機能を増進する活動』については、全協定の約7割が取り組んでいる「周辺林地の下草刈り」のほか、平成19年度までで、全協定の延べ活動項目数の92%の実施状況となっていて、平成21年度までには100%の実施が見込まれています。</p>																																	
3. 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況																																	
<p>農業生産活動等の体制整備に取り組んでいる協定は314協定で、「農用地等保全マップの活動」は9割以上の協定で良好に推移しています。また、6割以上の協定が選択している「機械・農作業の共同化」は75%以上進んでおり、以下取組協定数の多い順に、4割強の協定による「認定農業者の育成」で68%、4割弱の協定による「多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携」では実に89%の進捗状況となっています。要件区分別にみると、A要件は、活動項目間で進捗の差はあるものの全体としては77%、B要件は、項目間の差は殆どなく全体として71%の進捗状況となっています。平成21年度までには制度が定めている活動目標に全協定が到達できる見込みとなっています。</p>																																	

制度の評価（成果と課題）

① 耕作放棄の発生防止

本制度の実施により、県内の協定農用地からは耕作放棄地の発生した事例がないことから、本制度による耕作放棄地発生防止効果は極めて高いといえます。これは、水田農業中心の本県において、本制度を活用した水田の維持活動が耕作放棄地発生防止に直接寄与しているものと考えられます。

しかしながら、交付金を活用した積極的な耕作放棄地解消に取り組む集落はほとんど無く、協定農用地以外では、耕作放棄地の発生が懸念されております。このため、協定農用地の拡大を図ることはもとより、急傾斜にある畑地などを維持し、耕作放棄発生防止効果を強化するため、畑等の交付単価の増額が望まれます。

② 地域・集落の活性化

集落協定の共同取組活動は、個人の負担軽減や生産意欲の向上につながるとともに、地域内での話し合いが増えるなどの効果が認められています。これにより、高齢者の知識や経験が活動に活かされたり、他集落や非農業者等との連携が図られたりすることで、地域の活性化に効果を上げています。

一方、集落における後継者不足や高齢化の進行は、5年間の活動継続の不安要素となっております。活動の継続には、農業者・非農業者を問わず、集落全体による取り組みが求められますが、わずかな高低差による交付対象の当否が集落の一体感醸成の阻害要因となっており、農用地の勾配等交付対象要件の緩和が今後の大きな課題の一つといえます。

③ 多面的機能の維持

集落による各種取組活動は、農用地の維持管理による水源涵養や土砂災害防止に加え、自然災害の復旧についても共同活動で行うなど、国土保全機能の発揮に効果が大きいといえます。また、自然生態系の保全、農村環境の保全や景観の保全といった取組についても、非農業者や集落外からの参加者を取り込むことで、集落内の自己満足的・閉鎖的な活動にならないような工夫がみられるようになりました。

今後の課題として、もっと集落内外の連携や様々な活動に柔軟に取り組めるよう、交付金の使途の自由度の拡大が望まれます。（アンケート調査では、約40の協定で交付金の使途の自由化の要望がありました。）

最後に、本制度は、集落等の共同活動を通じて、中山間地域のみならず国土全体の保全に効果を発揮することを目的としておりますが、活動主体である集落の機能の維持無くして本制度の継続は困難であり、こうした観点から次期対策の制度設計がなされることが望まれます。次期対策の制度設計によっては、継続して取り組むことが困難な集落の出現も懸念されます。少なくとも現在協定に参加している集落の全てが次期対策においても継続できるように交付要件等が設定され、更には、これまで参加できなかった中山間地域の集落等も参加できるような制度内容の見直しが進められることが求められます。